

会議名称	令和2年度第6回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和3年2月26日(金) 15時00分から17時20分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	佐藤会長、井口委員、石川委員、井上委員、桐野委員、柴田委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松浦委員、松本委員、山本委員、浅見委員、細川委員
	実施機関	三ツ木新型コロナウイルス予防接種担当課長、畠山保健サービス課長、吉川課税課長、岡本納税課長、日暮国保年金課長、秋吉介護保険課長、松田会計課長、諸角障害者施策課長、福原子ども家庭部管理課長、山田子ども家庭支援担当課長、笠地域子育て支援担当課長、土肥野土木管理課長、伊藤建築課長、村野学務課長、江川区民課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 令和2年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 令和2年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> <li>・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・令和2年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 差し替え資料</li> </ul>

【会議内容】

- 1 令和2年度第5回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第42号	予防接種に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第114号	予防接種に関する業務の外部委託について(追加)	決 定
諮問第115号	予防接種に関する業務の外部委託について(追加)	決 定
諮問第116号	予防接種に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第117号	予防接種に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第118号	予防接種台帳管理システムに記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第30号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第31号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第32号	軽自動車税に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第33号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第34号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第35号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第92号	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第93号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の外部委託について(新規)	決 定

諮問第 94 号	軽自動車税に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 95 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 96 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 97 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 98 号	特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務の外部結合について（変更）	決 定
諮問第 99 号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部結合について（変更）	決 定
諮問第 100 号	軽自動車税に関する業務の外部結合について（変更）	決 定
諮問第 101 号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について（変更）	決 定
諮問第 102 号	後期高齢者医療保険制度に関する業務の外部結合について（変更）	決 定
諮問第 103 号	介護保険料賦課・徴収に関する業務の外部結合について（変更）	決 定
諮問第 104 号	電子収納システム（コンビニ・クレジット）に記録する個人情報の項目について（変更）	決 定
諮問第 105 号	国民健康保険給付に関する業務の外部委託について（変更）	決 定
諮問第 106 号	年金生活者支援給付金に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
報告第 36 号	心身障害者福祉タクシー券支給に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 37 号	心身障害者自動車燃料費助成に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 38 号	リフト付タクシー事業に関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第 39 号	ひとり親家庭に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 107 号	ひとり親家庭に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	決 定
諮問第 108 号	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
報告第 40 号	産前産後ヘルパー派遣事業に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 109 号	産前産後ヘルパー派遣事業管理システムに記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 41 号	道路情報等の閲覧等に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 110 号	道路情報等閲覧複写システムに記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 111 号	建築総合情報システムに記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 112 号	障害児就学奨励に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 113 号	就学児童・生徒情報等管理システムに記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 90 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決 定
諮問第 91 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和2年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>初めに、本日都合により欠席される委員として、事務局からお知らせをお願いいたします。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、阿部委員、水町委員、加藤委員の計3名です。なお、庄司委員と井口委員は間もなくいらっしゃるということで連絡を受けています。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料1の令和2年度第5回の会議録についてですが、事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>特段、ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見などはございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、令和2年度第5回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第の3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。まず資料2の「報告・諮問事項」について事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>
情報政策課長	<p>資料2に差し替えのページがありますので、御説明させていただきます。本日、左上に「差し替え」と記載しました報告・諮問事項報告書を席上に配布しております。ひとり親家庭に関する業務と予防接種に関する業務の2件については、御面倒ですが、こちらの差し替え分を御覧いただくようお願いいたします。大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>情報・行革担当部長から諮問文を受け取りました。</p> <p>本日は年度末で、報告・諮問事項が多くなっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のこともございます。効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第の裏面の報告・諮問事項の一覧の順に従って、審議をしていきたいと思っております。報告第42号と諮問第114号から諮問第118号、報告第30号から報告第35号と諮問92号から諮問第104号、諮問第105号、諮問第106号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第42号、諮問第114号～第118号 報告第30号～第35号、諮問第92号～第104号 諮問第105号 諮問第106号</p>	
情報政策課長	<p>報告第42号、諮問第114号から諮問第118号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>報告第30号から報告第35号、諮問第92号から諮問第104号、諮問第105号、諮問第106号について説明する。</p>

会長	それでは御報告、御説明いただいた部分について審議をしたいのですが、ちょっと多岐にわたりますので、2つのブロックに分けてやりたいと思います。資料2の表紙の裏の所に諮問案件がありますが、左側に1から12まで並んでいる番号がありまして、1、2、3と12を御報告いただきました。ですので、まず最初に予防接種以外の1、2、3をやって、その後12の予防接種のほうをやりたいと思います。まず予防接種以外の1、2、3につきましてご質問はありますか。
委員	1ページになりますけれども、クレジットカードを使うわけですが、クレジットカードのデータというのは余り長期間保存されると困るけれども、すぐに消してしまうと後でどのクレジットカードを使ったのか、よく分からなくなると思うのですが、カード番号の保存はどのようになっていますか。
会計課長	まず、クレジットカードの情報につきましては、決済時に一時的に使用するということで保有はしていません。
委員	ということは、後でどの番号を使ったかというのは、確認はもうしない、しようがないということですか。
会計課長	クレジットカード会社と各納入者との契約で行っておりますので、クレジットカード会社のWEBなど、あるいは利用明細書で御確認いただく形になります。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	それでは私からも、この特別区民税ほか6件については、昨年と同じ時期に、確かコンビニ交付の課題で取り上げられて諮問されたと思いますが、このデータの伝送が確かNTTデータということで、ここでも話題になって、それでこの契約が継続ということになっているのだと思うのですが、この委託期間がどの程度なのか、同じ所が継続して行うということの認識でいいのか、それだけ。
会計課長	委員御指摘の点はペイジー収納についての諮問についてでしょうか。NTTデータと契約をしておりますが、今回、クレジット決済システムは新たに構築いたしますので、まだ委託先が決まっていない状況です。
委員	そうですか。分かりました。では、今回また新たに別の所がやるというような認識でよろしいわけですか。
会計課長	別になるかどうかはこれからですが、契約はまだしていません。
委員	今回はクレジットということで、もう少し広がりを持たされるのだと思うのですが、以前の諮問のときから1年間を経ているわけなのですが、これによって事故やトラブルなど、何らかのそういう状態があったかどうか教えてください。
会計課長	トラブルの情報は区のほうには入っておりません。
委員	分かりました。それで、立入調査や事故の報告義務という所に「○」をされていますが、その場合にどのように実効性を持たせるかということについての内容、どのように対応されるのか、予定を確認します。
会計課長	安全性を保つために、行政として教育訓練をしっかりと指導いたしますし、また何らかの事故があったときの連絡網などをはっきりきちんとしていきたいと思っております。
委員	最後に1点だけ。都民税・区民税の個人情報登録票に関してなのですが、

	対象となる個人の範囲に利害関係人や家族などいろいろ入っているのですけれども、その理由は何かということだけ、最後に教えていただきたいと思えます。
納税課長	利害関係人は、例えば不動産について競売や強制競売が開始されたときに交付要求を行う、配当を求める処理ですね。その際に登記されている人が利害関係人という形なので、登記簿謄本に記載の内容、抵当権者や根抵当権者、参加差押機関、あとは仮差押機関などのことです。
委員	そこでそれを確認するという事は、何らかの滞納とか、いろいろ何か処分の話があって、それでいろいろな問題が起こったときに交付要求ができるようにするという事の認識でよろしいわけですね。
納税課長	そのとおりです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	では、報告第 30 号から第 35 号、諮問第 92 号から第 104 号について確認いたします。外部委託ということで決済システムの運用とデータ連携とありますが、民間事業者の職員がクレジット決済を行った個人の利用者の名前や課税、納税などの情報を見ることはできるようになるのでしょうか。
会計課長	クレジットカード会社には、納付者の情報は保有しないということになっておりまして、全てペイジーで利用しております共同利用センターに納付書情報、収納情報が集約されるという形になっております。
委員	ということは、委託会社のほうの職員でも納付情報は見られないということでもいいということですね。あとは共同利用センターへの情報のアップロード・ダウンロード、情報のやり取りというのですか、こちらはどのように行うのですか。区の職員が行うのですか。それとも、いわゆる委託した民間事業者がやるのか。また、その件数、頻度、やり取りをする媒体というのは一体何なのか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。
会計課長	11 ページに図がありますけれども、クレジットカード発行会社と指定代理納付者、それからクレジット決済システムの連携につきましては、CAFIS という決済システムを使っております。そこから共同利用センターに収納情報が送信されることとなりますけれども、杉並区と共同利用センターの間はLGWAN回線を使いまして、収納情報のダウンロードをするというような手続になります。 杉並区におきましては、情報システム課でアップロードをするということになります。ダウンロードにつきましては会計課で行います。
委員	件数や頻度など、その辺は。
会計課長	納付情報のアップロードにつきましては、納付書発行の該当がある場合は、その日のうちに行います。収納情報につきましては、平日は毎日行います。
委員	これからやるシステムなので、件数の見積りなどは難しいのかもしれませんが、どれぐらいの件数を見込んでいるのかとか、そういうものはありますか。
会計課長	これは令和 3 年度の予算の各所管課で出した件数としては、一応 25,000 件が来年度半年間の分の件数という形で、予算要求の時点では出ております。今、半年と言いましたのは、クレジット収納を始めるのが来年の 10 月

	以降の予定になっている関係で、そういう形になります。
委員	では、そうすると、その翌年度などは 50,000 件ぐらいを想定して運用を開始していくという感じなのでしょうか。
会計課長	その次の年度につきましては来年度の実績など、その辺を見つつというような形になるかと思います。
委員	分かりました。ちなみに、ちょっと個人情報とは関係ないのかもしれないのですが、クレジット決済をしたときのクレジット会社への手数料というのは、利用者の個人のほうが払うのか、区が払うのか、1 件当たり幾らぐらいなのか、その辺は教えてもらえますか。
会計課長	手数料についてですが、クレジット収納につきまして、区の負担分というのは公平性ということもあり、おおむねコンビニ収納と同じ手数料をシステム運営事業者にお支払いしまして、それ以外の部分につきましては、基本的に納付者の方に御負担いただくようになります。
委員	幾らぐらいなのか、結局。
会計課長	納付金額によりまして多少違うのですが、おおむね納付額の 1 % 程度という形になります。
委員	諮問第 105 号の国民健康保険給付についてです。まず、大変疑問なのですが、薬剤情報利用の同意については、マイナンバーカード持参者のみと言っているのですが、基本、この外部委託などの連携、情報の取りまとめというのは、保険証だけの人でもやっていくのですよね。この辺をもう一度説明していただけますでしょうか。
国保年金課長	薬剤情報の管理及び提供のお話ですけれども、基本的に本人確認の取得については、マイナンバーカードの中にある本人同意を取ることとさせていただきます。したがって、今回の薬剤提供に当たってはマイナンバーカードをお使いいただく、保険証としてお使いする場合に限るというものです。
委員	このレセプト情報の送信とか、そういったものは健康保険証のみの人でもやっていくのですよね。
国保年金課長	レセプト振替事務のことでよろしいですか。これについては御本人というよりは、そのレセプトの資格情報が間違っただけで医療機関から提供された場合に、それを資格確認で確認して、正しい保険者の請求と振り替えるという内容ですので、したがって被保険者の方の本人同意というのは取らないという形です。
委員	要するに本人に確認するのにマイナンバーカードを利用することなのか、よく分からないのですが、要するに保険証を持っていて、本人にその場で同意をしてもらえば、システム的には普通に薬剤情報の管理もできるのではないですか。
国保年金課長	単純に受診だけであればマイナンバーカードをお使いにならなくても、通常の保険証をお使いいただいても当然可能ですが、今回の薬剤情報の提供の場合については、マイナンバーカードにある利用確認書を使って本人の同意を得させていただきます、その上で閲覧をするという形になっておりますので、基本的にはマイナンバーカードの利用に限られるというものです。
委員	この 14 ページの薬剤情報の利用の同意という所の下に、その情報利用は

	マイナンバーカード持参時のみとなっていますよね。結局、その薬剤情報を利用していいですよというのが、マイナンバーカードに記録されているということですか。
国保年金課長	そうではなくて、通常はマイナンバーカードでその方の本人確認をするときに、その後、今回の薬剤情報を見てもいいですよと本人同意を取る経過があります。そこは、その経過を経由するためにマイナンバーカードを使わせていただくと。
委員	だから、それは口頭で取れるわけですよね、目の前に本人がいるのだから。それとも本人がいないことを想定しているのですか。
国保年金課長	委員御指摘のとおり、目の前に御本人がいらっしゃるの、御本人に聞けばいいのではないかということだと思っておりますが、今、国から上げられている資料は、マイナンバーカードの本人同意を得てという形になっておりますので、そのようにお答えさせていただいたところですよ。
委員	要するにマイナンバーカードを使わなくてもできるのに、わざわざマイナンバーカードを使えと国が言っているから、こういうシステムになったということですね。
国保年金課長	今回のこの制度については、10月に施行を考えております。したがって今が決定事項ではない、つまり工夫もあり得るという内容は出ておりますが、現状では委員御指摘のとおり、「マイナンバーカードの本人同意を得て」という記載のみですので、私どもはそのようにお答えさせていただいているところですよ。
委員	これから変更があるかもしれないけれども、今、国からの指示ではマイナンバーカードを使って本人同意を取れと、本来そこに本人がいるのにということですね。大変疑問に思います。 諮問第106号について。この給付金の年金生活者支援給付金ですか、こちらの給付金の支給は区内で今はどれぐらいあるのでしょうか。ちょっと件数が書いていなかったもので、そこを確認したいと思えます。
国保年金課長	支給件数については、これは私どもの所を事務的には経由いたしますが、その後、年金機構のほうで一括支払になっていますので、杉並区の支給件数が何件かというのは、ちょっと把握しておりません。
委員	杉並区で突合された、実際にこちらからデータを渡している件数というのは何件になるのですか。
国保年金課長	全体の中で突合している件数については、ちょっと今は手元に資料がありませんので、すみませんが後ほどお答えさせていただきます。
会長	ちょっと次に移る前に、今の委員の質問に答えられますか。
国保年金課長	先ほどの件数ですが、受給者のうち老齢基礎年金受給者の方が約54,500人、それから障害基礎年金の方が5,100人、それから遺族基礎年金受給者の方が200人となっております。
委員	その杉並区から渡しているデータと突合するというのは、杉並区内で突合して、この人が対象ですよと渡しているわけではないということですか。実際のその年金の全体を年金機構に渡しているという、そういう認識でいいのでしょうか。
国保年金課長	まず、その対象者と思われる方の基礎年金番号を付与したものを年金機構

	から頂きます。それで私どもで保管している基礎年金番号と突合させて、同一の方というのを特定した上で、その所得の部分年金機構にお渡しするという流れです。
委員	その突合作業は杉並区でやっていて、実際に突合した、はじかれていない数は今の 50,000 件、5,000 件、200 何件という数なのですか。それとも今のは全体でという意味合いだったのですか。
国保年金課長	全体でということです。
委員	結局、この突合しているというのも、突合と言うと A グループ、B グループがあって、同じ番号の人、同じ人が何件いるかというのを当てていく作業ですよね。その当たった件数と言うのですか、ヒットした件数というのは把握していないということでしょうか。
国保年金課長	国民年金、つまり私どもが現在持っている基礎年金番号の方が、全体の 2 割程度です。したがって、年金機構から上がったうち 2 割は、私どもが現在持っている基礎年金番号と突合することによって所得を把握することができるのですが、それ以外の方については残りの 4 情報を使って特定し、所得を把握して年金機構にお渡しするという流れです。
委員	分かりました。年金機構の情報のほうが多いということだったのですね。
国保年金課長	そうですね、基礎年金番号をお持ちの方のうち、国民年金の基礎年金番号を持っているのが全体の約 2 割なのですね。それ以外の方については、私どもも基礎年金番号を把握しておりませんので、したがって、今、申し上げたような手順になるということですか。
委員	分かりました。状況が理解できました。今回、目的外利用する介護保険のほうの件数というのは、何件ぐらいになるのですか。
国保年金課長	逆に介護保険については、年齢層で年金でお払いいただいている方も多くいらっしゃいますので、ほぼ残りの 8 割分については、介護保険の今回の諮問を通していただければ、把握できるようになるかなとは考えております。
委員	そうすると、結局何件ぐらいになるのですか。規模がちょっと知りたいのです。
国保年金課長	申し訳ございません。その規模については、まだ現在は手処理の作業のままだったものですから、今は数字を持ち合わせておりません。
会長	次に行く前に、今、委員からありました諮問第 105 号についての質疑応答の確認ですけれども、先ほどの主管課からの説明はこういうことでしょうか。窓口において健康保険証では顔写真がないので本人確認に使えませんと。それに対して本人確認にはマイナンバーカードを使いなさいと、国から指示されているという意味でしょうか。
国保年金課長	先ほど答弁させていただきましたのは、マイナンバーカードで提示されて本人は確認できるのですが、今回の、例えば薬剤情報の提供についての本人同意については、そのマイナンバーカードの中に設置されている同意のシステムを使って行うというものです。
会長	それが窓口でも必要になるということなのですか。
国保年金課長	はい、窓口で例えば薬剤情報について閲覧したいと。それで本人は「いいですよ」と言った場合には、今、申し上げたような手順で本人の同意を頂く



	という形になっているというものです。
会長	分かりました。ほかに御質問はございますか。
委員	最初に諮問第 92 号から第 104 号の中のクレジットカードの収納事業に関してなのですが、私が前回の決算特別委員会で担当課に税金をクレジットカードを使ったらどうだというような提案をしたら、そのときに安全性と庁舎内の整備又はその手数料の問題が発生してできないというような話があったのですが、それは急に変わったというように認識しているのですが、何をクリアできたのか、ちょっとお願いいたします。
会計課長	会計課が代表してお答えいたしますが、クレジット収納につきましては行革推進計画やアクションプランの中で導入するというような方向にはなっておりませんでした。ほかのQRコード決済などにつきましては、まだ未定だということをお願いいたします。クレジット収納に関しては、窓口での収納についてという意味では導入はいたしませんけれども、今回はパソコン、スマートフォン、タブレットを使ってのクレジット決済はできるという趣旨です。
委員	そうすると、これはクレジットカードで決済できるわけではないということですか。
会計課長	パソコン、スマートフォン、タブレットを使いまして、ネットバンキングではなく、クレジットカードによってクレジット決済をするということです。
委員	分かりました。窓口に行ってクレジットカードを出して、そこで何かできるというのではなくて、自宅のパソコンとかタブレットで、そこで自分でクレジット番号を入力して、その代行機関に入り込んで、それで決済するといった話ですね。
会計課長	そのとおりです。
委員	よく分かりました。それでは次の諮問第 105 号なのですが、新住民情報システム、これは最近構築できたと思うのですが、現在はデジタル庁が発足していて、地方行政も全て統一化したひな型を使うような方針になっておりますけれども、これというのは、それで何かひずみというか、やりにくいこととか、そういうことはあるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。
国保年金課長	委員御指摘のとおり、今、国ではそういう方針をお立てになっているということは存じております。今回のこのシステムは、健康保険に関わる様々な情報が同一のシステムの中で運用できるという目的の下スタートしたものですので、今後、今の国のスタンスに擦り合わせていく必要があるのかどうかは、私どもは注視していきたいと思っております。
委員	まだ、これからだということで、認識してよろしいですね。
国保年金課長	はい、結構です。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	では端的に、諮問第 92 号から第 104 号のクレジットカード決済なのですが、先ほどCAFISについて言及があったかと思いますが、他の委員のやり取りでもちょっと触れていたのですが、CAFISのホームページを見ると、今はコード決済、QR決済とかLINE Pay、Pay

	<p>Payの支払をできるようにして、むしろ今はそれを推進しているように見受けられますが、今後のところでは、そのような支払方法も検討しやすくなったというのが、CAFI Sの活用に含まれていると認識してよろしいかを伺います。</p>
会計課長	<p>今回はクレジットカード収納の御諮問を受けているので、そこまでCAFI Sの性格について勉強しているわけではありませんけれども、様々な決済手段については検討しやすくなったのではないかなと思っております。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。諮問第105号の国保ですけれども、この薬剤情報というのは具体的にどの程度の情報か、おくすり手帳に書いてもらうぐらいの情報になるのかどうかを伺います。</p>
国保年金課長	<p>委員が御指摘のおくすり手帳とほぼ同等ですが、調剤年月日、処方医療機関、あとは入院・外来等の処方区分等が記載した内容と理解しております。</p>
委員	<p>分かりました。そうすると全面的にとはいかないかもしれないですが、おくすり手帳的なものも、このマイナポータル側に寄っていくというような未来が見えてくるのかなと思っております。</p> <p>同じ話で、医療費情報については、今は定期的に郵送で圧着ハガキなどで頂くと思うのですが、これもマイナポータル側で同じように表示され、通知の仕方としてもそちらの方向に寄せていくようなイメージかどうか伺って終わります。</p>
国保年金課長	<p>委員が御指摘のとおりです。</p>
会長	<p>それではこれから御意見を頂戴するのですが、御意見を更に分けまして、まず裏表紙の所の1、いわゆるクレジットカード決済に関するところの諮問第92号から第104号までの御意見を頂きたいと思っております。その後、諮問第105号、第106号と分けていきますので、クレジットカード決済の諮問第92号から第104号までに関して、御意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>今回のクレジット決済というのは、利便性は高まるというところで、諮問自体は私も反対はしませんが、決済した後にクレジット会社からお金を引き落とすときに残高が足りなくなっていたとなった場合、利用者にとっては負債になるというところで、いわゆる区の分割納付や納付の延期とか、そういう手続が取れなくなってしまうという懸念がよく言われております。ですので、そういった点の説明をきちんと利用者のほうにもしていただくことを要望いたしまして賛成といたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見はございますか。</p>
委員	<p>納付書のことなのですが、結局毎年、区民税の納付書というのが区のほうから送られてきますが、その納付書を送ってきた中に、このクレジット決済の仕方とか、その説明は同封されるのでしょうか。</p>
課税課長	<p>納付書には、決済方法などはホームページや広報等を御参照してくださいというような御案内をさせていただきます。クレジット決済についての手続方法の説明は、同封の予定はしておりません。</p>
会長	<p>ほかに御意見ございますか。それでは諮問第105号です。国民健康保険給付に関する業務の外部委託について、御意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど質疑させていただいて、システムの在り方に大変問題があるなと認識いたしました。本人が目の前にいるのに、マイナンバーカードの本人の同</p>

	<p>意機能を使わなければいけないというような薬剤情報利用をしたいという方に、無理やりマイナンバーカードを持たせるという圧力にもなると思います。マイナンバー個人番号制度そのものに問題があるというところ、廃止を求める立場から、この諮問については反対とさせていただきます。</p>
委員	<p>私は先ほど質疑が諮問第104号で一度切ったのかと思って、諮問第105号、第106号にも質疑がしたいのですが。</p>
会長	<p>では、質問に続けて御意見で構わないです。</p>
委員	<p>第105号です。12ページになりますが、今回このことによって3つ委託するわけですが、何が変わるのか、よく分かりません。レセプト振替はいいです。それとは別に薬剤情報の管理です。それから医療費情報の管理、これはできるようになるということなのですが、どういう所でできるのか。つまり説明によると、「保険医療機関等」とありますけれども、これは病院や診療所の窓口ということなのでしょう。それとも薬剤とありますから、薬をもらいに行きますよね。薬局と言っていいのでしょうか。調剤薬局ですね、そういった所も含んでいるのかどうかを教えてください。</p>
国保年金課長	<p>薬剤閲覧につきましては医療機関とともに、薬局においても閲覧可能と考えております。</p>
委員	<p>そうしますと、なぜ調剤薬局で薬の情報までも、つまりオンラインでつないでいるわけですが、見る必要があるのか、そんな場面というのはあるのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>現在も、いわゆる重複服薬という形で、同じ時期に複数の医療機関から診察を受けて薬を頂いた場合に、薬同士の働きが強くなってしまったり、若しくは副作用が出るという可能性もあります。そういう面で服薬指導というのが薬局のほうでも行われているわけですが、この閲覧をすることによって、それまでどのような薬が処方されているのか、そこを見て、例えば必要であれば、医師への疑義照会も可能となりますので、それまで有効かなと考えているところです。</p>
委員	<p>そういった作業は、お医者さんが薬の処方箋を出すわけですね。そのときにやればいいのかと思うのです。それは調剤薬局に行って、そういう話をして、では、お医者さんが書いた処方箋とは違う薬を処方するなどということはあるのですか。それともお医者さんに、「これ、先生、おかしいんじゃないですか」と言って問合せするとか。それで「これ、このように変えていいですか」とするとか、そういったことなのでしょう。</p>
国保年金課長	<p>委員が御指摘のとおり、このケースというのは1人のお医者さんが処方した医療と違う医療機関で処方された医療が同じような薬の場合、先ほど申し上げた副作用が生じたり、今度は薬同士の働きが強くなってしまったり、そういうケースが生じるわけですね。そういうのを調剤薬局のほうで、前のものを閲覧することによって、医師のほうに疑義照会や情報提供をするというものでありまして、實際上、診療報酬の中でも服用服薬調整支援料という形で診療報酬化されておりますので、そういったことが、より簡便にできるようになるというものです。</p>
委員	<p>今おっしゃったような作業というのは、お医者さんが処方箋を出すときに、それはしないのですか。</p>

国保年金課長	少なくとも服薬指導に調剤薬局は入っておりますので、薬局においても同様な指導が可能と考えているところです。
委員	<p>薬局においてもということは、お医者さんのところでも可能だということですね。薬局の人が病院に電話して、「先生、これはおかしいですよ」などと言うようなことがあり得るのかどうか、ちょっと私は分かりませんが、そういった作業はお医者さんの時点でやっていたら十分なのであって、そのデータがわざわざ薬局まで行くということに対して、全く必要ないと思っています。</p> <p>もう1つ聞きます。医療費情報の管理ということですが、例えば高齢者の方でも保険料が1割負担、2割負担ですか、何か年収によって負担割合が違いますよね。そういったことは医療費情報の管理から分かるようになるのではありませんか。</p>
国保年金課長	この医療費情報の管理及び提供は、現在は医療費通知という形で皆さんのほうに通知させていただいている内容と、ほぼ同様と考えておりますので、基本的には10割の内容を示させていただくというところです。
委員	10割だけでしたか。「掛かった費用10割はこれなのだけれども、あなたが負担したのは何割ですよ」と、分かるようになっていたのではなかったでしたか。
国保年金課長	委員御指摘のとおり、一部負担金についても記載されているとのことです。
委員	ということは、保険料の実際の支払額の基礎になる、その方の収入の割合、収入の多い人は負担割合が高くなっているわけですが、そのことも分かるということですね。確認します。
国保年金課長	金額上は一部負担を払っていただいた金額が、きちんとそこに明記されてくるというものです。
委員	質疑は終わったので、意見でいいですか。
会長	諮問第105号に関して。
委員	諮問第105号に関しては、そのようなデータをお医者さんの所でとどめておくのならまだしも、薬局にまで、つまりそこまでオンラインでデータを回すようなことは全く必要ないと思います。前回12月の審議会でも似たようなことはありましたけれども、こういったことには反対です。
会長	では、諮問第106号に関して、続けて委員から質問と御意見ですね。それから、ほかの委員から第106号の御意見という順番で伺いたいと思います。
委員	第106号です。まず、この業務は福祉の制度として珍しいというか、日本の福祉は申請主義なわけですが、そうではなくて、「あなた、届出をすると年金生活者支援給付金をもらえますよ」とハガキが来るという、そのような仕組みになっていて、そのお知らせのための調査であると、そういうことでもいいのですか。
国保年金課長	委員御指摘のとおりです。
委員	だから、それはいいことなのですが、ちょっと分からないのは、つまり区が基礎年金番号を2割しか持っていないということなのですが、非常に何かシステムとして、もっと簡便にできないのかなと思うのですが、1つ聞きます。基礎年金番号を突合するときに、まさか手入力などはしていない

	<p>ですよね。つまり年金機構からデータベースでボンとやってきて、それを区のシステムに突合すれば一発でパッと出ると。この人は基礎番号が分からないということが判明したら、その後、基礎年金番号をたくさん抱えているデータベースを区の中で探したら介護保険があったので、「じゃあ、ここと突合するのがいいね」と。そして「そこと突合をしてもいいよ」と国が言ったからそうするのですよと、そういうことでしょうか。あとは手作業かどうかをお願いします。</p>
国保年金課長	<p>作業は手作業はいたしません。あくまで突合は機械上でぶつけるというところでありまして。あとは、私どもの所管が国民年金を扱っている所ですが、残念ながら持っている基礎年金番号は約2割程度というところでありまして、介護保険においては、実は介護保険料というところでも多くの高齢者の方の基礎年金番号をお持ちになっているということがありますので、そちらを今回は利用させていただいて、適切な処理を進めていくというものです。</p>
委員	<p>分かりました。突合自体は全然問題ないと思うのですが、何かすごくまどろっこしいことをやっているなと思いました。以上です。</p>
会長	<p>他に御意見ございますか。それでは、左側の1、2、3については終えました。続いて12です。予防接種に関することについての質問をまず受けてから、御意見を頂きます。</p> <p>少しだけ、進行状況をお伝えしておきます。今、16時で大体会議の半分ぐらいの時間を費やしたのですが、本日、審議事項は大体6グループありまして、その6分の1の半分ぐらいで1時間を使っていますので、質問はなるべく簡潔をお願いします。ですから、「こうこうこう思うのだけれども」という部分は、最初の「思う」部分は要らないですので、質問として「こうですか」というところで切っていただいて、「思う」ところは、後ほどの意見のときに言っていただくと、少し簡潔になるかと思っておりますので、進行について御協力ください。</p> <p>どうしても遅れた場合には、本来終了時刻で17時には帰らなくてはいけないという方がいらっしゃれば、あらかじめ質問しようと思っていたかを御確認した上で、その方の御質問を先に前倒しで進めますが、なるべく全部まとめて17時に終わりたいと思っておりますので、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、報告第42号、諮問第114号から第118号に関して御質問はありますか。</p>
委員	<p>1点だけ質問させてください。予防接種業務を委託する民間事業者は、どのような対象を想定していますか。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	<p>医療法人を母体とした会社です。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>2点質問させていただきたいと思っております。民間事業者に外部委託することの目的として、ただ密にしないためだけなのか、それとも専門的にそちらの業者で診ていただく接種者がいるのか。あと、接種後の副作用についての問診は民間委託業者からどのような形でフローチャートの中で進むのか、情報を吸い上げるとしたら、どうなるのか教えていただきたいと思います。</p>
新型コロナウイルス	<p>まず、民間事業者を活用する理由ですが、16歳以上の全区民への接種体</p>

予防接種担当課長	制の確保を求められている中で、区医師会、医療機関のみでは十分に対応できないという理由からです。また、フローチャートの中でということですが、予診票の動きということによろしいですか。
委員	吐き気やめまいなどの副作用が起きるといふことがあるではないですか。医療機関だったら、そのまま受診して、その後また通うことはできると思うのですが、民間事業者ですと、その後のフォローというか、どうやって副作用を伝えるのか。それを吸い上げないと、区は意味がないと思うのです。フローチャートの中で情報の行き交うルートを教えていただきたいのですが。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	まず、副反応が発生したときですが、接種会場で何らかの副反応が生じた場合には、現場の医師が対応することが1つです。また、副反応に関する情報ルートですが、予防接種法における副反応等の報告制度、こういったものに基づき、病院若しくは医師が厚生労働大臣へ報告を行います。なお、区の集団接種会場における副反応については、区職員も情報共有をしながら対応することになります。
委員	直接吸い上げるということですか。かしこまりました。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	1点だけ。今の質問に関連するのですが、ワクチン接種実施フロー図の中で、最終的にこのデータは杉並区に蓄積されると認識しているのですが、誰が打って打たなかったは国に行くのかどうか、杉並区で止まるのかを知りたいのです。副反応なども、この人が起きたということがきちんと照合できるのかを知りたいのです。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	自治体向け説明会では国に情報が行くということになっておりますが、詳細についてはまだ知らされていないところです。
委員	この最後の接種後の赤いラインは、最終的にAからEに行くということによろしいですか。
情報政策課長	このフローの段階では、区の接種について誰が接種したというのは、区の内部で止まっています。今、報道で様々なマイナンバーカードを活用して、国に接種の状況を流してくれという報道がなされておりますが、それについてはまだ具体的なところが国から出ておりませんので、このフローには入っておりません。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	根本的なところからお聞きしたいのですが、今回、差し替えになったのですよね。どこが変わったのかが、おっしゃっていたのが私は聞き取れなかったのか、どこのページのどこが変わったのですか。
情報政策課長	<p>予防接種業務に関する部分で変わった所ですが、38ページの事務事業の概要の内容の電算入力ですが、新しく「接種券番号」等14項目と書いておりますが、当初お配りしたのが15項目になっておりました。それが1点です。</p> <p>続いて、40、41ページ、それぞれ外部委託記録票ですが、委託に係る個人情報項目の部分で、これが両方とも健康状態、傷病等の状況、予防接種の状況が先般郵送したものは2個ずつ入っておりました。そこを1個にまとめているところです。</p> <p>それから、お送りした41ページの外部委託記録票ですが、諮問年月日が</p>

	<p>令和2年2月26日となっておりますので、本日、席上で令和3年に直させていただいているところです。</p> <p>初版は誤植が多くて大変申し訳ございませんでした。内容的に送付したものと変わっている所はありません。</p>
委員	<p>一番最初の差し替えのときに、そう説明をしていただきたかったと思います。私らは事前に渡されたものを読み込んできているので、中身が変わっていると、質問内容や意見が変わってくるので、その辺をよろしく願います。</p> <p>質問させていただきますが、40ページで、今回、再々委託は円滑に迅速に確実に終了させる必要があるためとおっしゃっているのですが、再々委託をすると、それがなぜできるのか教えてください。</p>
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	再々委託はしない形です。
委員	再委託すると、なぜこれができるのか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	再委託の業務といたしまして、コールセンターオペレーション業務、会場の設営業務、予防接種票の配送業務、サーバーシステムの運用の保守管理業務において、再委託を許可する予定です。これらを通してつつがない実施に向けて努めていくところです。
委員	そうすると、委託する業者はそういう専門業者ではなくて、取りまとめを行う委託業者になるのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	業務は多岐にわたりますので、そのような形の取りまとめ業者となります。
情報政策課長	補足させていただくのですが、今回、業務が多岐にわたると、全国一斉にこの業務を行っております。そうしたことから、多くの区民の方から例えばコールセンターにお電話が来る。これに対応するためには、1つの事業者だけでは人員的に足りない部分がある。そういったところも含めて再委託までという形で考えているところです。
委員	再委託までということは、再々委託はやらないというところで、そういう契約を結ぶということでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	そのとおりです。
委員	もう1つ、40、41ページ、それぞれ外部委託記録票となっているのですが、ここで書いてある委託先の民間事業者、40ページの民間事業者と41ページは委託先に医師会、医療機関プラス民間事業者が入りましたということになっているのですが、これは同一の委託会社ということになるのですか、それとも別々となるのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	別の業者になります。
委員	そうすると、41ページは予防接種業務について委託をするということだと思のですが、予防接種業務は本当に医療機関がやっている注射を打つか、そういうところまで民間の事業者がやるということなのでしょうか。また、予防接種はいろいろあると思うのですが、今回のワクチンの接種以外にも、今、年間を通してほかの予防接種をやっていると思うのですが、今回委

	託する民間事業者については、どこまでの範囲なのか教えてください。
情報政策課長	委託記録票があるのですが、40 ページの委託内容については、問合せやコールセンター、会場設営も含めてということです。もう1つ、41 ページの予防接種の接種業務の民間事業者ですが、これは基本的に医師会と医療機関だけでは、数的に注射する人が足りないといったことがあります。短期間に一斉に区民に速やかに注射するために、41 ページの民間事業者は当然会場設営もできます。かつ、そこで注射を打てるお医者さんや医療機関も持っている所、そういった所に予防接種業務を委託する形になります。また今後、様々な予防注射はありますが、これについて民間事業者を活用するという考えではなくて、今回、本当にコロナウイルスのワクチンを短期間に大勢の人に接種するためという形で、民間事業者を入れていきます。
委員	そうすると、フロー図で民間事業者というBが2つあるのですが、これが別々の事業者だという認識でいいのですよね。
情報政策課長	2通り考えていただければ結構なのですが、ワクチン接種会場のDの予防接種実施医療機関、これは何とか病院といった所がやる場合があります。その場合、現場で本人確認や会場設営するのはBの事業者と一緒にになります。もう1つのパターン、会場全部の運営を任せるパターンです。これについては、BとD、それぞれ同じ会社の人という形を考えております。
委員	分かりました。今の説明を聞いて、何となくイメージができました。もう1つ、予約管理システムについてですが、この運用管理も委託事業者が行うということによろしいのでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	そのとおりです。
委員	そうすると、紙で来たものを打ち込んでということになると思うのです。誰が予防接種をしたかどうかは、事業者の方々は見えてしまうということですね。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	御指摘のとおり名前は分かります。
委員	分かりました。今回、外部委託がどちらとも継続となっているのですが、これは来年度1年間では終わらないからということなのか、それとも今年度から準備で契約が始まるからということなのか。実際の委託期間は、今どのように想定されているのでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	委託期間は年度末までになります。
委員	いつまで、今年度、来年度。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	令和3年度末です。
委員	そうすると、業務委託期間は単年度でいいのではないですか。
情報政策課長	これは本当に様式の使い方といったところになりますが、今回、あくまでも予防接種事業という中でコロナワクチン接種を行います、予防接種事業全体でいきますと継続という形になります。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	1回目接種を受けて、その後、杉並区のほかの所に転居した人の場合、こ



	のシステムで追えるのでしょうか。つまり、マイナンバーを使ったほうが追いやすいのだと聞いたのですが、どうなっていますか。
情報政策課長	マイナンバーのところで、先ほども少し触れさせていただいたのですが、今、国でもマイナンバーを活用すれば、どこに引っ越ししても、その方がいつ受けたかが分かると報道されていますが、その辺詳しいところがまだ区に入ってきておりませんので、マイナンバーを活用した接種の追跡は、今のところはこちらに入っておりません。
委員	既に自治体には予防接種の台帳がありますが、それではそういったことは追えないのですか。つまり、今まで2回接種するのは結構あると思いますが、追えなかったのですか、追えないのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	追えます。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	V-SYSについて伺いたいのですが、V-SYSというのは、国が行うワクチンの薬剤を配布するシステムと私は理解していたのですが、ここには接種医師を入力するということが書いてあります。それは集団接種のみの話なのか、それとも杉並区が個別の診療所で接種されるか分からないのですが、そういった医師の場合にも、そこに入力されるということでしょうか。それで、何のために必要なのか教えてほしいと思います。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	ワクチンの供給に関しての医療機関の登録になります。
情報政策課長	今、委員が御指摘のV-SYSでワクチンの配布についても入力は行いますが、今回につきましては、個人情報の審議会ということで、ワクチンの配送量については個人情報絡まない関係でこちらにはのっておりませんが、V-SYSでワクチン配布は行う形になっています。
委員	実施フロー図の中に医師情報を入力という言い方がされていて、先ほど医師情報が接種医師だと御説明されたと思うので、その意味が分からないという意味です。
情報政策課長	これはV-SYSのもう1つの役割として、例えばどこの特設会場で、どのお医者さんが打つのか、また針の管理やワクチンの保管管理、そういったものは誰がやるのかといったところをV-SYSで管理する形になっています。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	教えていただきたいのですが、同じような質問はあったかと思うのですが、フロー図で言うと、ワクチン接種会場のBに民間事業者がありますと。これだと会場スタッフと書いてあるのですが、先ほどの説明だと、この民間事業者も主体となって接種行為を行うみたいな話があったのですが、それは医師法上大丈夫なのか。民間会社で医師を雇うことは、多分できないと思うのです。だから、そこが曖昧なのかと。それと同時に、医療法人が母体となった会社に委託するということですが、医療法人が会社の経営を医師法上できるのかなという気がしています。建前と本音があるとは思いますが、その辺はしっかりとルール作りをしてほしいと。以上、そこはお聞きしたいです。

	もう1点、予約管理システムを民間事業者に委託します。これは多分区の委託事業者と。区の情報管理をしている所だと思うのです。そことワクチン接種会場のBとDが外部接続して情報交換することになっている感じで、今回、42 ページにBの民間事業者の外部結合があるのですが、医療機関との外部結合は何かいろいろ諮問だったりとか、ルール決めだったりとかというのは、既に終わっている話なのですか。それともそこは要らないという話なのですか。そこの2点を教えてください、3点か。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	1点目ですが、株式会社が請け負うことになります。
委員	株式会社が雇った医師が接種するという事なのですか。株式会社は医者は雇えるのですか。
情報政策課長	補足させてください。株式会社に医師も所属していると聞いております。ですので、その会社にいるお医者さんとか看護師さんが接種して、ほかの事務とか、そういったスタッフの方が会場設営を担うという形になると聞いております。
委員	2点目の医療機関に対する外部結合は、諮問等は終わったことなのですか。
情報政策課長	委員がおっしゃっているのはBとDの間にある黒い線の予約状況確認のことでしょうか。
委員	はい。
情報政策課長	外部結合ですが、区のシステムとほかのシステムを結合する際に出すものですので、今回の諮問案件には入ってきてないということです。
委員	そうすると、個人情報の外部提供みたいな話にはならないですか。区の持っている個人情報を医療機関に提供するという意味で、第三者に提供ということにはならないのですか。予約状況も含めて。ここは別にいろいろな過去の病歴とか、あるいは個人の氏名や住所とかの情報のやり取りはしないということなのですか。
情報政策課長	DがBのシステムを見るのですが、基本的に何人の方が今日自分の所に予約しているのかを氏名ではなくて接種券番号等で確認します。
委員	ここでは個人情報のやり取りはないということですか。
情報政策課長	そうです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	ワクチンの接種は医療行為であるので、医療法上は多分、基本的に集団の会場においても、医療機関が巡回診療という形でやるものだと思うのですが、株式会社ということも聞いたので、私も分からなくなったのですが、それについてはこの審議会の話ではないとは思いますが、医療法上のクリアについてはもう少し確認をされたほうがいいのかということをお願いしておきたいと思います。
会長	ほかに御質問はございますか。質問は大丈夫ですか。それでは、私から質問を。今日配布された45ページのフロー図に沿って確認です。青い色の①の接種対象者データ送付が接種券番号と生年月日のみとなっていますが、一応、これは本当に番号と生年月日のみなのかについて、いかがでしょうか。
新型コロナウイルス	御指摘のとおり、そのとおりです。

予防接種担当課長	
会長	ありがとうございます。その真下について、赤四角の3ですが、接種状況データ送付ということで、今度は杉並区に返事が返ってくるのだと思うのですが、こちらはそういう意味だと、接種番号によって接種しているのか、していないのか返ってくる形でしょうか。それとも、例えば接種者の番号一覧が来るのかとか、この返り方について教えてください。「○」、「×」が付いて返ってくるのか、「○」の人だけ返ってくるのか分かれば、教えてください。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	全てです。
会長	それで、「○」、「×」が付いて返ってくるという形ですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	はい。
会長	分かりました。最後ですが、そちらの民間事業者が持つ予約管理システムというのがあるのですが、これについてはシステムとしてはほかの自治体と共用になるのか、それとも杉並区専用のものになるのでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	専用のもになります。
会長	ありがとうございます。では質問は終わりましたので、御意見を伺いたいと思います。質問がありますか。
委員	改めて確認させていただきます。今のお話だと予約管理システムの中では、個人を特定できる個人情報管理されないという認識でいいのでしょうか。それとも個人が特定できる氏名やそういうものも入ってしまっているということなのでしょうか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	ここで管理されるのは、接種番号と生年月日になりますので、そういった意味では個人情報の管理になります。
会長	確認ですが、青の③で、氏名等の入力はないということですね。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	名前への入力はありません。
委員	その情報を見て個人情報であっても、特定の誰だというふうに個人の氏名や住所が分かるということは、この予約管理システムを扱っている業者の方々はないということですよね。というのは、杉並区も結構著名な方々がいらっしゃるの、打ち込みの人や管理の人が、この人はワクチンを打ったんだと見えるのかどうか。
情報政策課長	予約システムの中に御本人の名前、住所を入力する形では考えておりません。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	私も質問したかったところは、会長のほうでしていただいたのですが、ワクチン接種は任意だということなので、接種対象者のデータを磁気媒体で渡すことになっているのですが、その場合に全部の対象者のデータを渡す必要があるのかどうかなのですが、そこはいかがなのでしょう。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	御指摘のように接種は任意ですが、要は受ける受けないは、その方の判断になりますが、予約のためには必要なものですので対象者全員になります。

委員	あらかじめ渡しておかないと、なかなかそれがマッチングできないということで、そうせざるを得ないということですね。その場合には、先ほども確認がありましたが、氏名等は全く分からない状態になっているということですのでよろしいわけですね。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	そのとおりです。
会長	ほかに御質問はございますか。それでは、意見に移りたいと思います。御意見はございますか。
委員	今回、民間事業者再委託の禁止が条件として付されていないで、再委託が可能ということになっておりますが、質疑の中で再々委託は明確に禁止するというお話と、これほど大規模な事業ということで必要性があるというふうに私も確認いたしましたので、今回の諮問については反対はしません。賛成です。
委員	どんどん進めていただきたいと思うのですが、先ほどちょっと申し上げたとおり、医療法上の問題をクリアにした上で進めていただきたいなど。決して反対するわけではないですが、そこは曖昧にしないでいただきたいと思います。以上です。
会長	それでは、報告第 30 号から報告第 35 号、報告第 42 号は了承として、諮問第 92 号から諮問第 106 号、諮問第 114 号から諮問第 118 号は決定といたします。 これは 17 時には終わらないので何時までなのと言われると私も答えようがないのですが、17 時半までに延びると仮定した上で、17 時に帰らないといけないという方がいれば手を挙げていただければと思います。委員はあらかじめ質問したい諮問番号はありますかでしょうか。
委員	私は 2 問あります。諮問第 108 号、諮問第 110 号です。
会長	委員も、お帰りになりますか。質問は特にはないですか。
委員	大丈夫です。
会長	分かりました。諮問第 108 号、諮問第 110 号だとちょうど分かれてしまったので、順番を変えても変わらないので、申し訳ないですがそのまま進めさせていただきます、17 時で中座していただければと思います。 それでは、当初の目次どおりの順番で進めさせていただきたいと思います。報告第 36 号から報告第 38 号、報告第 39 号と諮問第 107 号、諮問第 108 号、報告第 40 号と諮問第 109 号について事務局から説明をお願いいたします。
諮問第 36 号～第 38 号 報告第 39 号、諮問第 107 号 諮問第 108 号 報告第 40 号、諮問第 109 号	
情報政策課長	報告第 36 号から報告第 38 号について説明する。
情報システム担当 課長	報告第 39 号、諮問第 107 号について説明する。
情報政策課長	諮問第 108 号、報告第 40 号、諮問第 109 号について説明する。
会長	以上の説明について、御質問はありますかでしょうか。

委員	諮問第 108 号について、1 点だけ伺います。杉並区要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協ですが、事業者への委託というような書きぶりになっていますが、要対協の構成員は余り事業者色のイメージが付きづらくて、どういった対象を想定しているかを伺います。
子ども家庭支援担当課長	具体的にはどこというのは申し上げられませんが、様々な子育て支援の事業をしている法人が構成団体になっていますので、その中から適切なところを選択しようと考えております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	では同じく諮問第 108 号からいきます。今回この委託事業者は何名規模の委託を想定しているのかを教えてください。
子ども家庭支援担当課長	今のところの想定ですが、月 50 件程度の訪問が上限かということで考えております。
委員	月に 50 件ですね。委託事業者の人数、事業規模というのですかね、今回要するに何名体制でやってほしいとか、そういうふうな人数というのは、こちらから指定はないのですかね。
子ども家庭支援担当課長	何名規模ということではなくて、50 件を大体月 1 回から 2 回訪問できる人数ということで考えております。
委員	個人情報扱う人が何人ぐらいになるのかなということを知りたかったのでお聞きしましたが、事業者によってしまうということですね。分かりました。 あと 24 ページの情報の受渡し、授受のところでも他に「○」が付いていて、子どもの見守り情報共有ツールというふうにあります。これは何なのでしょう。何かネットを使ったツール、アプリケーションなのでしょう。
子ども家庭支援担当課長	こちらは、前回の審議会でお諮りいたしましたクラウドサービスを想定しております。
委員	では、それを区と民間事業者のそれぞれが使って情報をやり取りするというもので、端末はスマートフォンやタブレット、パソコンでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	今のところは、報告だけに使おうということで考えております。決まったパソコンを使っての報告ということを考えております。
委員	では続いて、戻って報告第 36 号から第 38 号ですが、今回この新たに追加される対象件数というのは、何件ぐらいに、何人ぐらいになるのでしょうか。
障害者施策課長	対象でございますが、過去のアンケート調査から収入状況調査も含めたアンケート調査を行っているのですが、そちらからの推定値でいきますと、今、御利用されている方の 1 割程度が対象となる見込みでございます。
委員	1 割ですか。
障害者施策課長	今、約 3 事業合わせて 9,000 人になりますので、その 1 割ということになります。
委員	そうですね。所得制限が入るから、使えなくなる人たちが 3 事業合わせてということなんです。私が聞いたかったのは、新たに追加される精神障害者保健福祉手帳 1 級の方という意味でお聞きしようと思ったのですが、それを聞いてもどうしようもないですね。今、御回答された件数が扱う規模になるということですね。

障害者施策課長	そうですね。新たに精神障害者手帳1級の所持者の方は231名になっておりますので、その方たちが新たに加わると考えております。
委員	分かりました。それで全体で、3事業合わせて9,000件の1割ぐらいということで、分かりました。 では続きまして、諮問第107号です。ひとり親家庭に関する業務で、子ども家庭部管理課のもので、こちらのほうも、年間で何件ぐらいなのか、そこだけ確認させてください。
子ども家庭部管理課長	こちらの事業は東京都内の他の区で先行的に実施している所があり、その予算規模を参考に、本件におきましては10件ということで見込んでおります。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	私は諮問第108号です。先ほど他の委員とのやり取りで、構成団体は法人と。それで月に50件1、2回の訪問をするということなのですが、法人団体に関してはこの委託の条件として再委託の禁止や秘密の保持ということになるのですが、月に50件となると法人の現職員でそれが行われるということなのか、新たな雇用をやはり生み出さないとそれが実施できないのか。センシティブな情報になりますので、そこをきちんとしっかり守ってもらうためには何を担保にされているのかということをお教えください。
子ども家庭支援担当課長	職員を新たに雇用するかどうかというのは委託先が考えることかと思いますが、こちらの協議会につきましては、法で守秘義務が課せられておりますので、そこを担保に考えております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	17ページの報告第36号から第38号です。心身障害者の福祉タクシー券の使い勝手なのですが、このタクシー券については利用に当たって区内を走っているタクシーは全て利用できるわけではございません。タクシー会社に直接電話して呼ばなければいけませんというようなものなのか、通常に私たち健常者も乗れるような形で全てのタクシーに使えるのかどうか、それがまず1点と、リフト付タクシー事業。このリフト付タクシーというのは、区内に何台ぐらい稼働しているものなのですかね。
障害者施策課長	タクシーですが、あらかじめ予約という形にはしておりませんが、どのタクシー会社でも乗れるというものではありません。複数のタクシー会社と協定を結ばせていただいております、その協定を結んだタクシー会社のタクシーには御利用いただけるという状況になっております。 それからリフト付タクシーの台数は、今現在、手元に数がないので申し訳ございません。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第108号で外部委託して訪問して、相談に乗ったり情報収集してこれが区の情報としてストックされるのですが、この集まった情報というのは、その後どういうふうに使われることになるのですか。あるいは、どのように利用することになるのでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	こちらの情報につきましては、要保護・要支援のお子さんたちの状況ですので、その後、子ども家庭支援センターの区の職員が動く必要があるのかどうか、何か変わりはないかという判断材料にいたします。

会長	ほかに御質問はございますか。
委員	心身障害者のタクシー券のことです。昨日、障団連の委員会があり、精神障害の家族会の方がタクシー券を認められるということで、とても喜んでおりましたので報告させていただきたいと思えます。ありがとうございます。
委員	報告第 36 号から第 38 号についてですが、精神障害者の方を対象に加えるということは大変重要なことだと思いますが、逆に一定の所得制限を導入するというので、今まで利用されていた方々が利用できなくなるというのは、私から見るとちょっと問題があるというふうに考えております。その点については、今後この利用制限について改めて検討していただくよう要望いたしまして、意見とさせていただきます。ほかについては、特に意見、要望はありません。
委員	諮問にかかった各施策に関して強く賛同しているものでありますが、子ども見守りシステム、クラウド上に構築しているこのサービスについて、パソコンからの入力という形でかなりセキュリティを意識して絞った運用になっていますが、やはり現場に近いところで情報を確認しながら適宜適切な対策をしていくというふうな意図で構成されているシステムだというふうに認識しておりますので、是非この辺りのユースケースの拡張については御検討いただいた上で、また諮問していただければというふうに思っております。
会長	ほかに、御意見はありますか。それでは報告第 36 号から報告第 40 号は了承とし、諮問 107 号から諮問 109 号は決定といたします。 次に、報告第 41 号と諮問第 110 号、諮問第 111 号、第 112 号、第 113 号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第 41 号、諮問第 110 号 諮問第 111 号 諮問第 112 号 諮問第 113 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	これまでの御説明について、御質問を伺えればと思います。
委員	諮問第 110 号の道路情報等の閲覧についてですが、年間の数字を 32,000 件と示されております。業務の特性上、特定の方が反復的ないし日常的に閲覧しているものかと思っておりますので、ID化はすごく有効かと思えます。申請者数はこの 32,000 件とは別に把握されていますか。
土木管理課長	申請者数は大体半分、14,000 人ぐらいと把握しています。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	28 ページの諮問第 110 号です。今回、電算入力記録票にはパスワードといったものがないのですが、これは申請者 ID だけ振って、特にパスワードでの管理とかはしないのでしょうか。
土木管理課長	ID だけで、パスワード管理ということは特段考えていません。個人情報というか、大体見られる、道路幅員だったりとか、そういう所の閲覧が主ですので、パスワードということは考えていません。
委員	そうすると、ID というのは、ID 証みたいなものを発行して、本人に覚

	えておいてもらって、現場に来たら打ち込んでもらうような形になるでしょうか。
土木管理課長	I D証というか、メモで取っていただいて、同じ会社の方が来られたときに使っていただくということを想定しています。
委員	では、会社で1つ登録して、使い回しもして、全然構いませんよという扱いでいいのですか。
土木管理課長	はい。そのとおりでございます。
委員	分かりました。そういうふうなものであるなら、氏名とか住所とか電話番号とか、本当に取得する必要があるのかというのが、逆に疑問になってしまうのですけれども。個人情報、区は不必要なら保存しないほうがいいというものなのですよ。そういったときに、氏名や住所や電話番号、特に必要ないのなら取得しないほうがいいのではないのでしょうか。
土木管理課長	事業者には個人事業者がいらっしゃると思いますので、その方々が使いやすいようにということで、申請するときに、何回も打ち直すというか、システムに入るために何回も入力する手間が省けるためのものです。
委員	諮問第 111 号ですが、こちらと同様にパスワードもなく、使い回しが可能な I D ということでよろしいのでしょうか。
建築課長	そのとおりでございます。
委員	分かりました。続いて諮問第 112 号です。今回、紙での振込一括依頼書というのが廃止されて、ネットバンキングにて振り込むということで、職員の方が画面上で操作すると思います。いわゆるインターネットを使った、事業者向けか個人向けかは分かりませんが、そういった銀行が作ったシステムで振り込みを行っていくということだろうと思います。そうした場合、1人の人がやっている、対象の口座だけではなくて、自分の口座も付け加えて、自分の口座にも振り込んでしまうようなことも考えられるわけで、その辺のセキュリティはどのように行うのでしょうか。
学務課長	データを作る人と確認する人と、最終的に振り込む場合は校長先生が確認するというので、複数で確認します。また、ログも残しますし、場合によっては紙で打ち出すこともできるので、そういう意味でのセキュリティはきちんと守られるかと考えています。
委員	分かりました。続いて諮問 113 号です。こちらのほうはとても重要な取組だと思いますが、この税制改正の影響が出る世帯は大体何件ぐらいと想定しているのでしょうか。全体の件数も分かれば一緒に教えていただければと思います。
学務課長	全体の件数は規模として就学援助だと 5,000 件、就学奨励申請者だと 180 件で、対象者は今現在ではまだ把握できておりません。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	先ほどから委員が心配されているパスワードなのですが、セキュリティ対策のところで書いてございますし、専用パソコンでよろしいのですよね、閲覧に関しては。パスワードもあって。そういうことではないのですか。先ほどの諮問第 110 号と第 111 号について、パスワードを設定していないというのは、入力段階、申請者 I D を発行する段階ではないのでしょうか、ただ、閲覧する段階では専用パソコンであり、パスワードも設定されているという認



	識でよろしいですか。
土木管理課長	パソコンの立ち上げをするときには、パスワードはあります。
建築課長	同様でございます。
会長	ほかに質問はありますか。では、御意見はありますか。
委員	<p>諮問第 110 号、第 111 号についてですが、電算入力にして利便性が上がることはとても重要だと思います。一応、個人情報を取得するという形で諮問が出ているわけで、特に個人情報を登録する必要性がないのであれば、個人情報をもらわずに、ID登録だけをするのもありだと思いますが、使い回しもしてもいいというIDの取扱いというのを大変疑問に思います。区として、住所や氏名、電話番号を把握しているのに、それを使い回していいというようであれば、法人として登録するとか、そういう扱いにしたほうがいいのではないかという疑問を持っておりますので、その辺は今後を検討していただければと要望しまして、意見をさせていただきます。諮問については特に反対しません。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。大丈夫ですか。そうしましたら、報告第 41 号は了承、諮問第 110 号から第 113 号は決定といたします。</p> <p>次に諮問第 90 号、第 91 号についてです。本案件は、令和 2 年度第 5 回審議会にて諮問を受けております。本案件については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 第 1 項により設置した部会において審議を行うこととし、令和 3 年 1 月 18 日に部会を開催いたしました。それについては、部会長として、私より審議の結果について説明いたします。</p>
諮問第 90 号・第 91 号	
部会長	<p>資料 3-1 の 2 ページ、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について」を御覧ください。本部会では、評価対象に記載されている 2 点のセキュリティ対策の実施結果について審議しました。</p> <p>1 つ目は、「住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について」です。緊急時対応訓練は障害等が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるように毎年実施しています。区側からは、政策経営部担任の副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練と、住基ネット端末を利用する部署の職員への訓練を実施している、職員に対する訓練については、各部署における住基ネット端末の利用のあり方に応じた訓練を実施している、また、従来実施していた講義形式の訓練に加え、住基ネット緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施している、という説明があり、訓練の実施内容が適切であることを確認しました。</p> <p>2 つ目ですが、「住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策について」です。杉並区では、住基ネット業務に従事する職員に対してアンケートを実施しています。これは、各部署においてセキュリティ対策が適正に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の改善点を把握するためです。区側からは、アンケート結果から、セキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できたという報告を受けました。また、アンケート結果から得られた改善点を中心に、各部署で振り返りを行い、セキュリティ対策の周知徹底を行う。また、次年度の初任者教育等においても</p>

	<p>当該アンケート結果を活用し、職員の業務意識の向上に努めるという説明があり、アンケートの実施結果を受けての対策が妥当であることを確認しました。</p> <p>以上のことから、区が実施した住基ネットに係るセキュリティ対策について、妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した住基ネットに係る資料は資料3-5、3-6、それぞれ6から10ページですので、詳細についてはこちらを御覧ください。住基ネットに係る事項については以上です。</p> <p>続いて、資料3-2の3ページです。「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について」を御覧ください。評価対象に記載されている2点のセキュリティ対策について審議しました。</p> <p>1つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について」です。こちらの訓練について、区側からは、総務省による全国一斉訓練の機会を利用して、政策経営部担任副区長までの、報告訓練及び情報提供ネットワークシステムを利用する部署とのメール送信・返信を中心とした連絡訓練を実施し、関係者への情報共有が遅滞なくされることを確認したという説明があり、訓練の実施内容が適切であることを確認しました。</p> <p>2つ目は、「情報提供ネットワークシステム職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策について」です。住基ネットのアンケートと同様に、区独自の取組として、各部署でのセキュリティ対策の実施状況の確認とともに、情報提供ネットワークシステムを利用する職員の理解度を把握することで、教育内容の改善等につなげることを目的として実施されています。区側からは、アンケート結果から、セキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できたという報告がありました。また、アンケート結果は各部署で振り返りを行い、今後の研修等にいかすことを確認しました。</p> <p>以上のことから、区が実施した、情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ対策についても妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した情報提供ネットワークシステムに係る資料は、資料3-7、3-8、それぞれ11から15ページですので、詳細についてはそちらを御覧ください。住基ネット及び情報提供ネットワークに係るセキュリティ対策の実施結果についての評価結果は以上となります。この説明について御質問はありますか。</p>
委員	<p>部会のほう、お疲れさまでした。資料3-6の8、9ページ目で、アンケートの重点項目について、それぞれの回答結果が出ていて、とても見やすくなっていると思います。逆に、情報提供ネットワークのほうのアンケートの結果だと、資料3-8の15ページは、アンケートの集計結果として、各課のパーセンテージしかなくて、どういう項目が何パーセントだったかというのが出ていないのですが、今回、8、9ページのような資料の作り方はできなかったのですか。</p>
情報政策課長	<p>情報政策課の部門が15ページになっているかと思います。データとして持っておりますが、通常、いつもこの形で出していたものですから、今回もこういった形になっておりますが、来年度以降といいますか、より分かりやすい資料となるように工夫等をしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>よろしくお願ひいたします。もう1つ、情報提供ネットワークシステムのアンケートなのですが、国保年金課や介護保険課だと、今現在、窓口の民間</p>

	委託ということで、民間事業者の方々もいらっしゃると思います。以前の議会では、そうした方々も情報系の端末に触れることがあるというようなお話があったと思いますが、実際に、今現在、民間事業者の方が、今回の対象となっている情報提供ネットワークシステムを操作することがあり得るのか、どうなのか。また、もしあり得る場合は、このアンケートの対象とされていないように見えるのですが、対象としているかどうか、その辺を確認させてください。
情報政策課長	情報提供ネットワーク、こちらについては区の職員のみが操作しておりますので、委託事業者のほうは触っておりません。
委員	では今回、対象になっているシステムでアンケートをしなければいけない方々に対しては、全員にアンケートができたという認識でよろしいのでしょうか。
情報政策課長	そのとおりでございます。
会長	ほかに御質問はありますか。御意見はありますか。大丈夫ですね。では、諮問第90号、第91号は決定といたします。それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項につきまして、ここで答申をしてまいりたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認願います。
(答申案文の配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、情報・行革担当部長に答申文をお渡しします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上です。事務局から何かありますか。
情報政策課長	私のほうから3点御連絡したいと存じます。まず1点目、確定版の会議録についてですが、本日確定した令和2年度第5回の会議録を事務局からお配りしますので、お受け取りください。 2点目、次回の審議会の日程です。次回は令和3年5月24日、月曜日14時からと予定しております。会場は中棟6階第4会議室の予定です。 続いて3点目、現委員の任期、それから次期委員の推薦についてです。現在の委員の皆様の任期につきまして、改めて御案内します。本日出席の皆様は今年の6月30日までとなっておりますので、次回、5月開催の令和3年度第1回審議会までは御出席いただく形になりますので、よろしくお願いたします。続いて、次の委員の任期についてです。次の任期については令和3年7月1日から2年間となりますが、後任の委員の方については4月以降に改めて、各団体のほうに推薦の依頼をしたいと存じますので、その節はよろしくお願いたします。事務局からは以上でございます。
会長	それでは、以上で令和2年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただき、ありがとうございました。